

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和7年5月22日

秋田市長 沼谷 純

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住
所

名 称 株式会社ツルハ
代表取締役 八 幡 政 浩
住 所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号
名 称 株式会社セブンーイレブン・ジャパン
代表取締役 永 松 文 彦
住 所 東京都千代田区二番町8番地8

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 秋田手形複合商業施設
所在地 秋田県秋田市手形字山崎92番地5外

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
変更前

小売業者	開店時間	閉店時間
株式会社ツルハ	午前7時	午前0時
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	24時間	

変更後

小売業者	開店時間	閉店時間
株式会社ツルハ	24時間	
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	24時間	

(4) 変更年月日

令和7年5月1日

(5) 変更理由

来客者の利便性向上のため

2 届出年月日

令和7年4月25日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和7年5月22日から同年9月22日まで。ただし、土曜日、日曜日
および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由